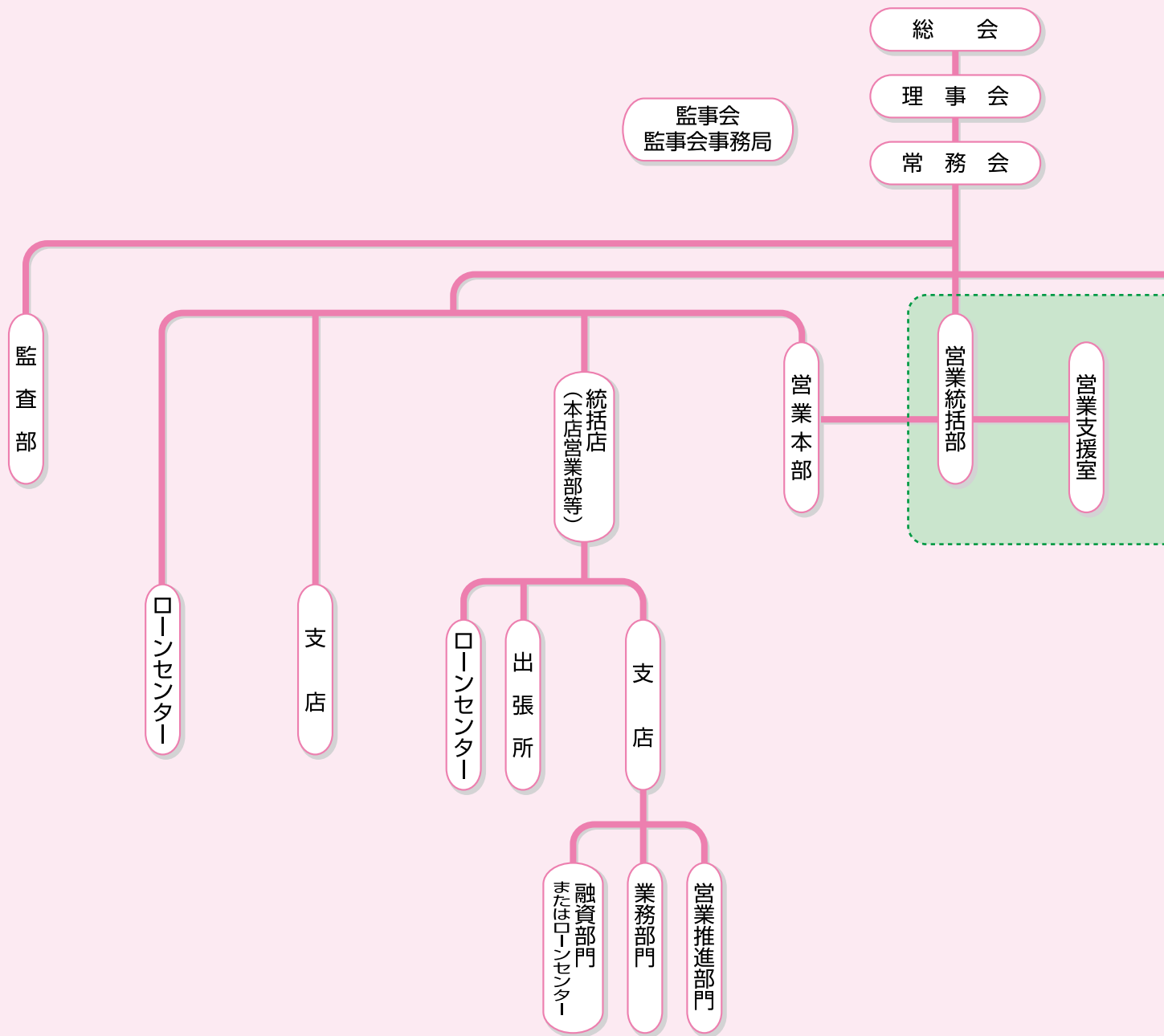
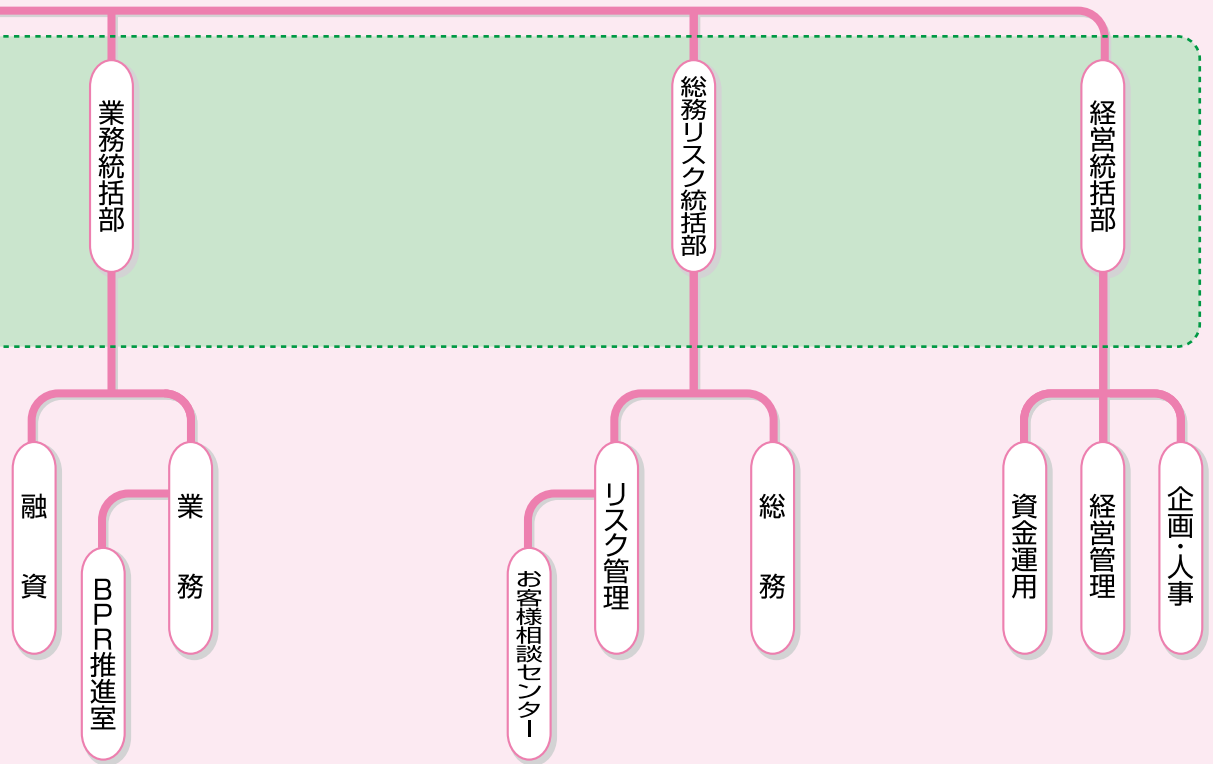


業務組織機構図 (2018年6月30日現在)



注：支店には、営業店規模に応じて、上記の部門またはローンセンターを置く事ができる。



●理事及び監事の氏名及び役職名



理事長 小川 俊



副理事長 河村 和男



専務理事 住友 誠教



常務理事 間嶋 祐一



常務理事 杉本 宗之



常務理事 大西 和彦



常勤監事 前田 慎一

(2018年6月30日現在)

役職名	氏名	所属団体等
理事長	小川 俊	四国電力労働組合坂出發電所支部
副理事長	河村 和男	PHC労働組合四国支部
専務理事	住友 誠教	員外
常務理事	間嶋 祐一	NTT労働組合四国総支部高知分会
常務理事	杉本 宗之	JAM井関農機労働組合松山支部
常務理事	大西 和彦	員外
理事	田村 敬一	JP労働組合四国地方本部徳島連絡協議会
理事	川口 誠二	NTT労働組合四国総支部徳島分会
理事	大谷 竹人	自治労徳島県本部
理事	守田 亮	全日通労働組合四国支部香川地域協議会
理事	井出 哲夫	自治労香川県本部
理事	井上 真人	JP労働組合四国地方本部香川連絡協議会
理事	福家 良一	NTT労働組合四国総支部香川分会
理事	井上 俊正	大王製紙労働組合
理事	中田 英	宇和島自動車労働組合
理事	金子 達郎	別子労働組合
理事	菅原 剛	帝人労働組合松山支部
理事	鵜籠 直樹	伊予鉄道労働組合
理事	肥本 博昭	UAゼンセンサニーマート労働組合
理事	松崎 忠弘	オルタス労働組合高知支部
理事	石川 俊二	自治労高知県本部
理事	中根 豊作	高知県教職員組合
理事	北村 亜矢子	員外
常勤監事	前田 慎一	員外
監事	尾関 定	ジェイテクト労働組合徳島支部
監事	嶋田 剛好	JR四国労働組合
監事	大星 晃一	東レ労働組合愛媛支部
監事	井上 浩司	とさでん交通労働組合

●代表理事・常勤理事の兼職又は兼業の状況

労働金庫法第35条（兼職又は兼業の制限）第1項の「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職又は兼業を行っている常勤役員はおりません。

●会計監査人の氏名又は名称

新日本有限責任監査法人（2018年6月現在）

●報酬等に関する事項

1 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」および在任期間中の職務執行および功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、通常総会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 支払金額と算定方法

支給額は、退任時の「第一基本報酬」に対して、在任1年につき2.5の支給率を乗じた金額とし、100円未満の端数が生じた時は、100円に切り上げる。

b. 支払時期と支払方法

総会の承認を得た後、速やかに一括して支払うものとする。

c. 会計処理

毎決算期に、「役員退職慰勞引当金」を計上することとし、退任時の「第一基本報酬」に在任1年につき2.5の割合で計算した期末要支給額の100%を繰り入れ、翌年度取り崩しをする洗替え方式で処理する。

(2) 2017年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	118

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「報酬」103百万円、「退職慰勞金」14百万円となっております。

なお、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官および厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号)第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2017年度において対象職員等に該当する者はありません。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同額」は、2017年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2017年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はありません。

●職員の状況

項 目	2017年度末	2016年度末
職 員 数 (人)	465	339
う ち 男 性	230	221
う ち 女 性	235	118
平 均 年 齢	42歳9月	40歳7月
平 均 勤 続 年 数	14年2月	17年7月
平均給与月額(千円)	354	403

- (注) 1. 2016年度末の職員数には、嘱託職員等を含みません。
2. 2017年度末の職員数には、嘱託職員等を含めた人数を記載しております。
3. 2016年度および2017年度の職員数には派遣職員は含みません。
4. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。